

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年11月22日（平成29年（行情）諮問第451号）

答申日：平成30年1月15日（平成29年度（行情）答申第412号）

事件名：海上幕僚長通達一覧表の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「2017年1月1日～6月末日間に発令された海上幕僚長通達の一覧。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「海上幕僚長通達一覧表（平成29年1～6月末）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月21日付け防官文第12458号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、紙媒体の特定等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである（意見書は省略した。）。

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録の履歴情報についても特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製したものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定を求める。
- (6) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当

する行政文書として本件対象文書を特定し、平成29年8月21日付け防官文第12458号により、法9条1項の規定に基づき開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して審査請求がされたものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求があった時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

(4) 審査請求人は、「「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求める」として紙媒体の特定を求めるが、本件対象文書の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、紙媒体は保有していない。

なお、本件審査請求を受け、確実を期すために再度の確認を行ったが、紙媒体の存在を確認することはできなかった。

(5) 審査請求人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合っ

た開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記（４）のとおり、本件対象文書については紙媒体を保有しておらず、また、原処分において電磁的記録を適正に特定しており、それに見合った開示実施手数料を通知している。

（６）以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２９年１１月２２日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年１２月２２日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成３０年１月１１日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、開示する決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、紙媒体の特定を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の紙媒体の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の紙媒体の保有の有無について

諮問庁は、上記第３の２（１）及び（４）のとおり、本件対象文書については、表計算ソフトで電磁的記録として作成し、パソコン内で保管しているものである旨説明しているため、当審査会において本件対象文書を印字したものを確認したところ、本件対象文書は、表計算ソフトにより作成されたものであって、発簡した文書の文書番号、件名等の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書１件につき１行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められた。

このような本件文書の性質に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められない。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、

本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。
(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子